

(一社) 北海道電業協会会長 様

北海道建設部長

工事における法定外の労災保険の付保の要件化について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、建設部の営繕工事についても現場管理費を改定し、法定外の労災保険の付保の要件化を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

また、会員、傘下団体等に対して、当該取扱についてご周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知内容については、道庁建設部計画管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 保険の概要

法定外の労災保険は、業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乘せして共済金を給付する補償制度です。

2 対象工事

北海道建設部が発注する「北海道建設部営繕工事積算要領」を適用する全ての工事に適用します。

3 設計図書(特記仕様書)への明示

対象工事の設計図書に、法定外の労災保険の付保について明示します。

4 保険付保の確認

工事請負契約書第55条(火災保険等)において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとしておりますので、これに基づき、工事着手前までに確認書類(証券の写し等)を工事監督員へ提出していただくこととなります。
※ 保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めます。

5 適用時期

令和3年(2021年)4月1日以降において行われる公告その他契約の申込みの誘引に係る契約から適用します。

6 北海道建設部建築局計画管理課のホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/houteigairousaihoken.htm>

(建築局計画管理課契約係)